

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	白 井 洋 二
同	大 澤 和 士

神戸空港埋立工事の談合，損害賠償等請求に関する住民監査請求について（通知）

平成18年10月2日付をもって受付けた標記の住民監査請求については，下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第1 請求の要旨

平成18年10月2日付をもって受付けた住民監査請求書によると，請求の要旨は次のとおりである。

請求人らの調査によると，神戸市が発注した「ポートアイランド沖海上運搬及び埋立工事（その2）」に関し，「青木あすなる・日本国土・寄神・日下部」特定建設工事建設企業体は一般競争入札に参加し，150億円で落札したが，予定価格150億9千万円に対し，その差が僅かであるばかりか，落選した他の企業体はすべて予定価格を上回ってその差も僅差であることが判った。このような結果がでたのは，予定価格が事前に漏れており，しかも入札者が談合をした結果としか考えられない。

それは事実証明書（省略）記載の2工事を見て比べると分かるが，それらの工事は予定価格が公表された入札方法であったので，予定価格に近く予定価格より安い価格帯に集中しても不思議はない。それは予定価格が分かって初めてできることである。しかるに，本件工事は，予定価格が公表されていないのに，予定価格にごく僅かの差の価格帯にすべての共同企業体が集中している。しかも落札した一共同企業体だけ予定価格を僅かに下回っている。この結果が生じたのは，予定価格の事前の漏洩と企業体間での談合がなければ起こりえない。

この談合行為は神戸市との契約価格をつり上げて受注した業者の利益を図るものであるから，公正な競争を前提とする価格よりも高額な金額で請負契約を締結した蓋然性が高く，神戸市は

両者の差額相当分の損害を被った。損害額は民事訴訟法 248 条を適用して損害額を認定した奈良地方裁判所（平成 11・10・20）は、損害額を契約価格の 5%と認定した。これによれば今回損害額は 7.5 億円となる。

よって、談合は民法 709 条の不法行為に該当するので、市長は入札参加業者および予定価格を漏洩した職員に対し、損害賠償を求めるべきである。しかし市長はそれを怠っている。なお、本件は平成 15 年の事件だが、最高裁判所判例（平成 14・7・18）は談合事例の場合は、監査請求期間の制限がないとの判決である。

監査委員には、契約と損害の実態を丁寧に調査し、この趣旨に添った適切な措置（損害賠償請求，怠る事実の確認）を講ずることを求める。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 2 4 2 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものである。

したがって、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求についてみると、請求人は、平成 15 年度神戸市発注の『ポートアイランド沖海上運搬及び埋立工事（その 2）』の入札について、「『青木あすなる・日本国土・寄神・日下部』特定建設工事建設企業体は一般競争入札に参加し、150 億円で落札したが、予定価格 150 億 9 千万円に対し、その差が僅かであるばかりか、落選した他の企業体はすべて予定価格を上回ってその差も僅差であることが判った。このような結果がでたのは、予定価格が事前に漏れており、しかも入札者が談合をした結果としか考えられない。」と主張するのみで、これは請求人の主観による憶測であり、添付されている事実証明書と総合的に判断しても、何ら談合の事実及びそれに基づく損害賠償を怠る事実について、職員等の行為の違法不当性の客観的な理由が示されているとは認められない。また、職員による予定価格の漏洩の主張についても、同様に憶測に基づくもので客観的な理由が示されているとは認められない。

よって、本件請求は、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。